



資格を喪失した後は、組合員証等を使用できません！

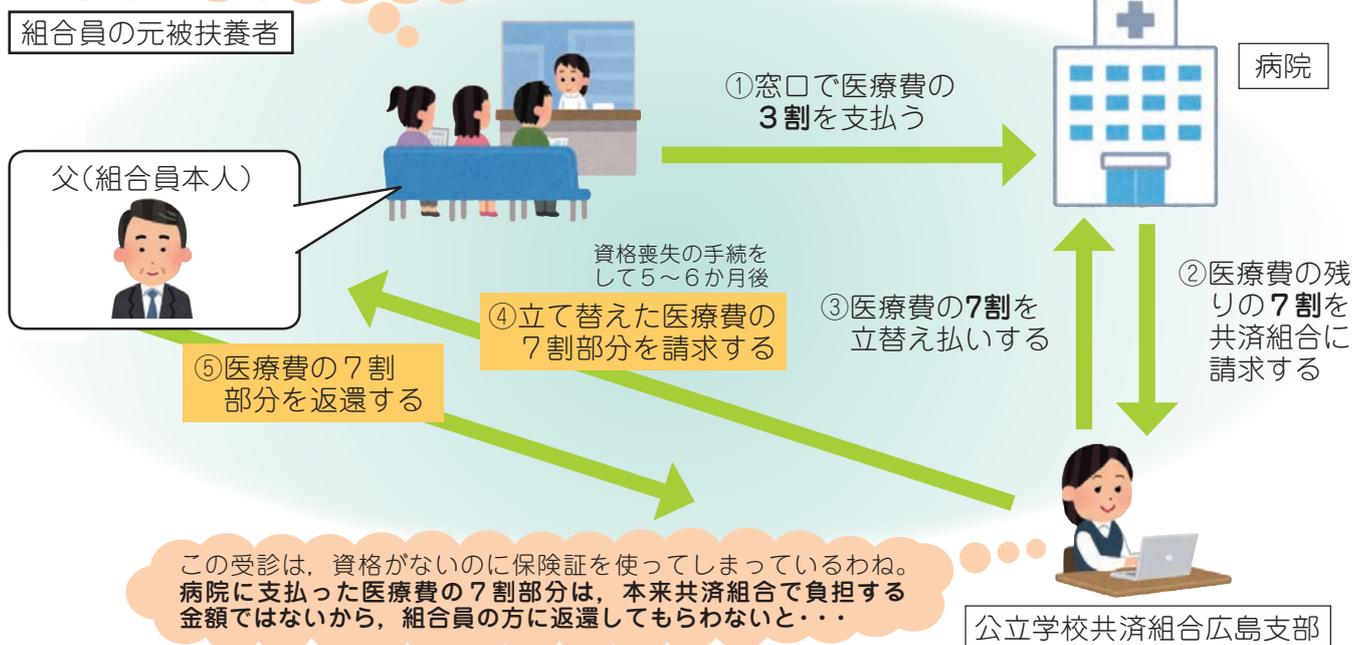
短期給付係
(082)513-4957

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失した後、共済組合の組合員証・被扶養者証等は使用できません。**資格喪失の手続と併せて、組合員証等は速やかに共済組合に返却してください。**

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合がいったん負担した医療費等を組合員の方から返還していただくこととなりますので、御注意ください。

就職して父の被扶養者ではなくなったけれど、就職先から保険証がまだもらえないから、持っている共済組合の被扶養者証で受診しよう・・・

資格がないのに共済組合の保険証を使用して受診した場合



共済組合が立て替えた医療費の7割部分は、当支部に返還後、資格喪失日以降に加入した医療保険者に請求することができますが、資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求する金額が高額になってしまいます。中には、当支部に数百万円の医療費を返還していただいたケースも生じています。被扶養者の収入状況等、要件を備えているかどうかを毎月確認していただき、**被扶養者資格が過去に遡って取消をされないことがないようにしてください。**



活用しましょう!ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は特許が切れた薬(先発医薬品)と同じ主成分で作られた、低価格な薬です。ジェネリック医薬品を希望する場合、病院(あるいは保険薬局)で医師(薬剤師)にその旨をお伝えください。

ジェネリック医薬品の特徴は

- 
同じ主成分、同じ効き目で安い薬です
 国が厳正な審査を行い、新薬(先発医薬品)と効果が同じと認められた薬です。
- 
医療費にも家計にもやさしい薬です
 特許切れの新薬を元に作られ、開発コストが少ない分、低価格です。
- 
安全性の保障された薬です
 ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。

